肝付町 利用者負担額(保育料)算定額表

階層区分	3歳以上児(2号認定)				3歳未満児(3号認定)			
	保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間	
	国	肝付町	国	肝付町	国	肝付町	国	肝付町
①生活保護世帯	0	0円	0	0円	0	0円	0	0円
②市町村民税 非課税世帯	0	0円	0	0円	0	0円	0	0円
③所得割課税額 48,600円未満	0	0円	0	0円	19,500	17,500円	19,300	17,200円
④所得割課税額 97,000円未満	0	0円	0	0円	30,000	29,000円	29,600	28,500円
⑤所得割課税額 169,000円未満	0	0円	0	0円	44,500	34,000円	43,900	33,400円
⑥所得割課税額 301,000円未満	0	0円	0	0円	61,000	36,000円	60,100	35,300円
⑦所得割課税額 397,000円未満	0	0円	0	0円	80,000	39,000円	78,800	38,300円
⑧所得割課税額 397,000円以上	0	0円	0	0円	104,000	42,000円	102,400	41,200円

徴収金の特例(ひとり親家庭、障がい者(児)同居世帯等の場合)※下記表示の金額は、基準額軽減後です

階層区分	3歳以上児(2号認定)				3歳未満児(3号認定)			
	保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間	
	国	肝付町	国	肝付町	国	肝付町	国	肝付町
②市町村民税 非課税世帯	0	0円	0	0円	0	0円	0	0円
③所得割課税額 48,600円未満	0	0円	0	0円	0	0円	0	0円
④所得割課税額 77,101円未満	0	0円	0	0円	9,000	8,700円	14,800	8,600円

教育標準時間認定(1号認定)(認定子ども園 教育利用の場合)

階層区分	国	肝付町
①生活保護世帯	0	0円
②市町村民税 非課税世帯	0	0円
③所得割課税額 77,101円未満	0	0円
④所得割課税額 211,200円以下	0	0円
⑤所得割課税額 211,201円以上	0	0円

徴収金の特例(ひとり親家庭、障がい者(児)同居世帯等の場合)※下記表示の金額は、基準額軽減後です

階層区分	国	肝付町
②市町村民税 非課税世帯	0	0円
③所得割課税額 77,101円未満	3,000	0円

※ 保育標準時間とは、1日最長11時間の利用時間。
保育短時間とは、1日最長8時間の利用時間をいいます。

1. この表の市町村民税所得割額等については、前年度市町村民税の年額課税状況にて「**4月から8月分**」の保育料を決定し、今年度市町村民税の年額課税状況にて「**9月から3月分**」の保育料を、判定し決定いたします。(なお、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除等の適用はありません)

2. **この表において、児童の年齢が年度途中に、満3歳に到達した場合でも、その年度中は3歳未満児を適用いたします。**

3. 同じ世帯から、複数の児童が保育施設に同時入所される場合は、下記のとおりとなります。
1号認定者は、同じ世帯の兄妹を小学3年生から数えて2番目は半額、3番目以降は0円になります。
2・3号認定者は、同じ世帯の兄妹を未就学児の上から数えて2番目は半額、3番目以降は0円になります。
(ただし、未就学児とは認定こども園・幼稚園・保育所等に在園していること)

4. 幼児教育段階的無償化(3. の取り組みに対して追加で加わった、国の政策による保育料軽減対策になります。該当世帯の年齢上限撤廃)
子どもが3人以上いる世帯の**1号認定者**で、**所得割課税額が77,101円未満**の場合、上から数えて2番目は半額、3番目以降は0円になります。
〃 の**2・3号認定者**で、**所得割課税額が57,700円未満**の場合、上から数えて2番目は4階層の半額、3番目以降は0円になります。
ひとり親家庭等の特例世帯の**1号認定者**で、**所得割課税額が77,101円未満**の場合、上から数えて1番目を基準額の半額、2番目以降は0円になります。
〃 の**2・3号認定者**で、**所得割課税額が48,600円未満**の場合、上から数えて1番目を基準額の半額、2番目以降は0円になります。
同じく、ひとり親家庭等の特例世帯の**2・3号認定者**で、**所得割課税額が77,101円未満**の場合も、1番目を基準額の半額、2番目以降は0円になります。

5. 多子世帯保育料軽減事業(上記4. に該当する世帯以外になります)
満18歳未満の児童3人以上扶養しており、前年分の**所得割課税額が97,000円未満(4階層以下)**の世帯に属する児童が3人目以降に該当し、保育施設等に入所している場合、次のとおり保育料が軽減されます。(1号認定者についても同様)

区分	徴収基準額
(例)第1・2子は小・中・高校生。第3子は保育所等に入所	基準額の2/3負担
(例)第1子は小学生。第2・3子は保育所に入所のうち、第3子目の保育料	基準額の1/4負担